

---

# いじめ防止 基本方針

---

令和 6 年度版

---

立川市立立川第八中学校

---

## I 本校のいじめ防止基本方針

全ての生徒が安心して学校生活を送り、自信をもって有意義で充実した様々な活動に自由に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合は、解決するための対策を即時適切に組織的に行う。

すべての教職員が互いに協力・補佐しながら、生徒一人一人の小さな変化を見逃すことなく、家庭や地域、教育委員会等と連携しいじめの撲滅に向けて全力で取り組むことで、本校の教育目標である「命を大切に作る心をもつ人 知恵を身につけ活かせる人」を育てていく。

## II 本校のいじめ防止における取組

### 1 学校におけるいじめの防止

- (1) 人権尊重の理念を基調とした教育活動を推進する。豊かな心をもち知性と感性に富んだ国際社会に貢献する生徒の育成のため、全教員による組織的な指導体制を確立する。
- (2) 道徳教育の充実を図り、規範意識や思いやりの心を育む。生徒一人一人の自己肯定感を高める取組を継続するとともに、居心地の良い学校・学級づくりに努める。また、生徒がいじめ問題について議論するなどの活動の場を設定する。
- (3) いじめ予防授業などを通して、また様々な人材を活用して教育相談の充実を進め、自己理解を深めさせるとともに、生徒の個性の伸張を図る。
- (4) 学級における集団の秩序を確立し、前向きにかつ主体的に学ぶ集団づくりを進めるために学級経営の研修を実施するなど教員による学級経営力を高める。

### 2 いじめの早期発見のための措置

#### (1) いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を次の通り実施する。

- ① いじめに関する調査（全生徒） 年3回（6月、11月、2月）
- ② 学校生活アンケートや心理分析調査等 随時
- ③ 調査を基にした聴き取り（該当対象） 随時
- ④ 面談による聴き取り（生徒・保護者） 年1回（夏季休業中）
- ⑤ SCによる面接（中学1年生対象） 年1回（4月～5月）
- ⑥ 学校評価（保護者） 年1回（12月）

#### (2) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに関する相談をしやすいう、相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置と周知  
窓口：副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー  
周知方法：学校だより・学年だより、保健室だより、スクールカウンセラー通信、朝礼等、保護者会等

- (3) いじめ防止等のための対策に関わる人材の確保と、全教員の資質の向上  
いじめ防止に関する研修を実施し、全職員の資質向上を図る。

### 3 いじめ防止等に関する措置

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を組織的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する校内外の措置を主導する。

##### <構成委員>

校長、副校長、生活指導主任、生活指導担当、養護教諭、  
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども支援センター、児童相談所、民生児童委員、立川警察)

##### <活動内容>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・聴き取り、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること（道徳授業、学活、集会等）
- ③ いじめ事案への対応に関すること（指導方針、情報交換等）
- ④ 心身への影響や兆候、その他いじめ問題に関する生徒理解に関すること（研修等）

##### <開催>

生活指導部会(週1回)内で実施する。学年会を情報精査の場とし、運営委員会(週1回)でも随時報告する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

#### (2) いじめに対する早期対応

- ① 生徒・保護者からの相談を受けた場合や、アンケート調査によりいじめと疑わしき事案が起きた場合には、生活指導部・学年・担任で連携して（生徒指導については必ず教員が複数で対応する）情報を聞き取り、いじめ防止対策委員会に報告する。校長は、いじめ防止対策委員会の報告を受け、リーダーシップを発揮し、速やかに対応の措置をとる。
- ② いじめに関する相談（いじめと疑わしき事案を含む）を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにする必要がある」と認められるときは、加害生徒、被害生徒のいずれにおいても、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等で学習させることが、のぞましいかどうか等を検討する。いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導を行い、出席停止の措置を講じる場合は、出席停止期間の学習支援などの教育上必要な支援を行う。
- ⑤ いじめの関係者の間に諍いが生じないよう、関係生徒の指導を進めるとともに、当該事案に関わる情報を関係生徒の保護者と共有し協力を得る。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、立川市教育委員会及び立川警察署等と連携して対処する。

### 4 重大事案への対処

生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処する。

- (1) いじめられた生徒の安全確保を第一とし、安心して学校生活を送れる環境を確保する。
- (2) 重大事案が発生した旨を、立川市教育委員会に速やかに報告する。
- (3) 立川市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための調査組織を設置する。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 上記調査結果について、被害生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ解消の判断

- (1) いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上行われていない。
- (2) いじめの被害生徒が心身の苦痛を感じていない。(被害者の保護者、本人による面談で確認)
- (3) いじめが解消に至った場合でも、再発する可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察、指導する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、立川第八中学校の取組を適正に評価してもらう。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

